

令和8年3月

小浜市農業委員会だより

編集と発行 小浜市農業委員会

発行日 令和8年3月31日

福井県小浜市大手町6番3号 TEL 0770-64-6022 FAX 0770-52-1401

ホームページ <https://www1.city.obama.fukui.jp/>

会長あいさつ

小浜市農業委員会 会長 松尾 志信



市民の皆様には、日頃より農作業、また農地保全活動に熱心に取り組んでいただくとともに、農業委員会の業務に対し格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、小浜市農業委員会では現在、第25期の農業委員および農地利用最適化推進委員25名が一丸となり、遊休農地の解消、農地の集積・集約化、新規参入の促進など、「農地等の利用の最適化の推進」に向けた活動に取り組んでおります。

また、今年度は令和7年6月30日に福井県により、県内全域が宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域に指定されました。これを受け、本市農業委員会においても同法の運用を開始し、これまで目が届きにくかった場所も含め、不適切な盛土や農地転用に対する監視を一層強化することで、優良農地を災害や不法投棄から守ってまいりたいと考えております。

次に、過年度に策定を終えた「地域計画」についてですが、計画は策定して終わりではございません。日々変化する農業環境に対応しながら、随時見直しとブラッシュアップを行い、より実効性の高いものへと磨き上げていくことが重要と考えます。そのためには、私たちだけでなく、地域農業に従事されている皆様のご理解とご協力、そして合意形成が不可欠であります。将来の地域農業の発展のため、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、「農地を守る」ことは「地域の未来を守る」ことにほかなりません。未来を見据え、皆さんとともに委員一同が一丸となって地域農業の持続的な発展に取り組んでまいりますので、今後とも変わらぬご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農業者年金に加入して安心で豊かな老後を！

■農業者年金の特徴

①農業者なら誰でも入れる「終身年金」

保険料は月額2万円から6万7千円の間で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。

※35歳未満で一定の要件を満たす方は、月額1万円から選択できます。

②認定農業者かつ青色申告者の方など、一定の要件を満たす方には、**保険料の国庫補助**があります。

③支払った保険料は**全額社会保険料控除**の対象になります。

■加入要件

①20歳以上60歳未満 ②国民年金の第1号被保険者 ③年間60日以上農業に従事

南丹市農業委員会（京都）および下呂市農業委員会（岐阜）が本市の取組みを視察！

令和7年度は、8月29日に南丹市農業委員会、1月15日に下呂市農業委員会が視察研修で本市を訪れました。太良庄区の「まるっと中間管理方式の取組み」を高鳥推進委員が、宮川地区の「担い手法人と地域資源管理団体による2階建て方式での取組み」を松尾会長が説明。意見交換会では、南丹市、下呂市の取組みや課題などについて共有することができ、小浜市農業委員会としても学びの場となりました。

今後、他市町の農業委員会との交流を大事にしながら、地域農業や地域社会の発展に貢献してまいります。

南丹市農業委員会の皆さん



下呂市農業委員会の皆さん



自校式地場産「御食国給食」への有機米生産者募集!! ～一緒においしいブランド米作りをしませんか～

●従来の「効率的な低コスト生産」と「有機農業」の両輪で推進

国では「みどりの食料システム戦略」において、2050年までに有機農業を全体の25%まで増やすことを目指しています。これを受けて小浜市でも、コウノトリと共生し、循環型の地域づくりを目指して、環境に配慮した農業の推進を行います。

●有機農業は一部の特別な農業でなく、今後の農業経営の一つの選択肢

有機農業は、農薬や化学肥料に頼らず、土壌の力や地域の自然環境を生かして農産物を生産する農業であり、環境保全や持続可能な農業の取り組みとして期待されています。特に農薬や化学肥料を大きく輸入に依存する我が国では、世界情勢の不安定化や資材の高騰等により、今後ますます重要になっていくと考えられます。

●ブランド米作りを一緒に始めてみませんか？

小浜市では、今年度から来年度にかけて福井県ブランド米で高温耐性のある「いちほまれ」を中心に、無農薬・無化学肥料栽培に取り組んでくださる生産者を募集しています。指導員は、兵庫県豊岡市で「コウノトリ育む農法」を指導されてきた西村いつき先生（兵庫県立大学）を迎え、JAや県と協力しながら、毎月研修会を実施し、小浜の気候や土壌に適した栽培方法を確立していきます。生産協力金（10万円/10a）や機械導入補助金の他、販売は学校給食用に市が買い取る計画です。多くの皆さまのチャレンジをお待ちしております。

<募集内容>

取組品種：いちほまれ（特別栽培認証区分①）ほか
 生産協力金：10万円/10a（協力面積に応じて支給）
 出荷先：学校給食用として買取予定
 その他：機械購入補助金やスマート農機貸出
 申込先：小浜市農林水産課(TEL64-6023)



農地の区画拡大に取り組みませんか！

今後20年間で基幹的農業従事者が減少するおそれが見込まれる中、少ない農業者で効率的な営農が可能となるよう、農地の大区画化は急務となっております。

国は、令和7～11年を農業構造転換集中対策期間と位置付け、1ha以上の大区画農地を6万ha整備することを目標としており、「**大区画化等加速化支援事業**」が策定されました。



●助成メニュー

- ・畦畔除去による区画拡大等の簡易な基盤整備を助成します。（上限あり）
（助成単価（上限）の例）畦畔除去 4万円/100m、区画拡大 6万円/10a
※ただし、実績（実際にかかった費用）が助成単価より低い場合は、低い方が適用されます。
- ・担い手に集約化（面的集積）や、1ha以上に大区画化する場合は、助成単価が上げられます。
事業の詳細な内容を知りたい場合は問い合わせ先にご連絡ください。

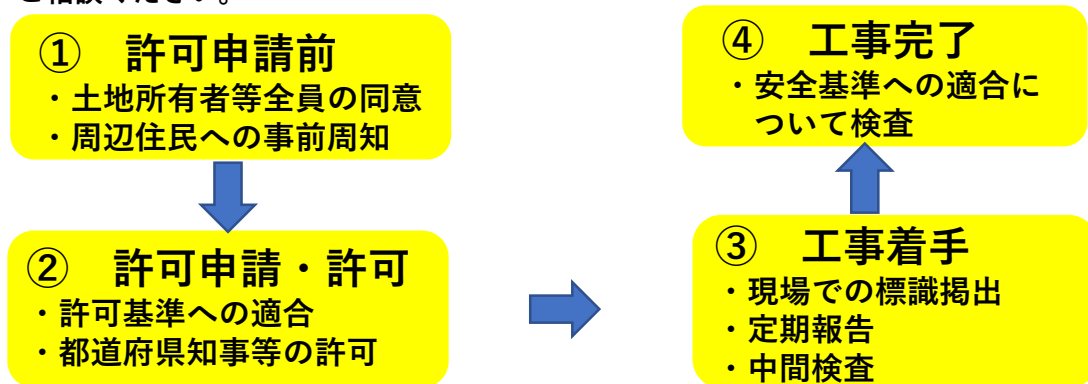
●お問い合わせ先

- ・福井県嶺南振興局 農村整備部 計画管理課 ☎：0770-56-2219
- ・福井県農林水産部 農地保全整備課 農地整備グループ ☎：0776-20-0457
- ・福井県土地改良事業団体連合会 ☎：0776-23-7776

福井県全域で盛土規制法の規制が始まりました！

福井県では、令和7年6月30日から「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称 盛土規制法）」に基づく規制区域を指定し、危険な盛土等の規制を開始しました。

農地転用などを検討され許可対象となる盛土等の場合は、事前に福井県のホームページ（[宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）](#)）について[福井県ホームページ](#)）または[下記申請窓口](#)までご確認・ご相談ください。



無許可行為や命令違反等があった場合は、拘禁刑や罰金刑などの処罰の対象となります。

●申請窓口（※小浜市内で実施する場合）

- ・「宅地造成等工事規制区域」→県小浜土木事務所 管理用地課 ☎：0770-56-2102
- ・「特定盛土等規制区域」→県嶺南振興局 若狭企画振興室 ☎：0770-56-2216
- ・「面積が1ha以上」→県庁 都市計画課 ☎：0776-20-0497

農地法申請手続きについて

農地はかけがえのない食糧生産の場であることから、自由に売買できる宅地などと異なり、売買による所有権移転などや宅地などに転用する場合は、農地法の許可が必要です。

○農地法3条申請について

農地の売買や貸借を行う場合の申請です。農地の受け手となる申請者は、次の全ての条件を満たす必要があります。許可後は耕作することが求められます。

【全部効率利用要件】

- ・申請農地を含め、所有している農地または借りている農地の全てを効率的に耕作すること。

【農地所有適格法人要件】

- ・法人が所有権を取得する場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。

【農作業常時従事要件】

- ・譲受人又は世帯員等が農作業に常時従事すること。

【地域との調和要件】

- ・申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

◆農地を相続したときは必ず相続登記をしてください。

農地を相続したら、必ず相続登記（亡くなった方が所有していた農地等の不動産の名義を相続人に変更）を行い、農業委員会へ届け出てください。（農地法第3条の3の規定による届出）

※相続手続きができていないと、農地の売買や耕作者への貸付、農地を担保にしたお金の借入などができません。

○農地法4条・5条申請について

農地を転用する際、所有者自身が転用する場合は4条申請、所有者と転用者が異なる場合は5条申請を行ってください。転用の許可については、左表にある農地の立地条件により許可の方針が異なります。

| 地域区分 (ゾーニング) | 農地区分 | | 許可の方針 |
|-----------------|--------|--|---|
| 農業振興地域 | 農用地区域 | | 原則不許可 ・除外6要件を満たし、転用許可が見込める場合のみ、農用地区域から除外し、転用申請ができる |
| | 農用地区域外 | 1種農地 ・集団農地（10ha以上） ・土地改良実施農地など | 例外許可 ・集落接続の住宅等（500㎡以内） ・他の農地に替えられないことなど |
| | | 2種農地 ・3種農地に近接する農地 ・集落内農地など | 例外許可 ・集落接続の住宅等（500㎡以内）など |
| | | 3種農地 ・駅から300m以内の農地 ・公共2施設（小学校・保育園等）から500m以内にあり、水管下水道が埋設されている道路の沿道の農地など | 原則許可 （土地造成のみの転用はできない） |
| 都市計画区域内用途地域 | 3種農地 | 用途地域内農地 | 原則許可（土地造成のみ可） |

※ 農地の盛土等のために建設用残土を使用する場合には、一時転用許可申請が必要となることがあります。手続きについて農業委員会までお問い合わせください。

農地を許可なく転用した場合、違反転用者には、県知事が工事を中止させ、元の農地に復元させることがあります。これに従わない場合は罰則があります。

農業委員会活動について

農業委員会・農地利用最適化推進協議会

農地法の許可申請や各種届け出の審議、地域の農業の方向性や農地集積に関する話し合いなどを行っています。



地域での話し合い

5～10年後を見据えながら、農地集積の取り組みや地域農業の今後について、地域の方々と話し合いを行っています。



現地調査・農地パトロール

農業委員会の審議案件の現地確認や、農地パトロールを通じた遊休農地の調査などを行っています。



研修会への参加

地域での話し合いの調整や担い手組織の設立など業務推進のための研修会に参加しています。



農地の賃借料情報 (令和7年度 農地の実勢賃借料)

農地を貸し借りする際には、賃借料情報を参考としつつも、収穫量や圃場条件等を踏まえた上で、当事者間の話し合いにより賃借料を決めていただきますようお願いいたします。

| 地区 | 地目 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|----------|-----|--------|---------|--------|------|
| 小浜・雲浜・西津 | 田 | 4,000円 | 4,000円 | 4,000円 | 1筆 |
| 内外海 | 田 | 4,082円 | 4,082円 | 4,082円 | 1筆 |
| 国富 | 田 | 7,350円 | 10,000円 | 2,000円 | 24筆 |
| 宮川 | 田・畑 | 4,941円 | 6,000円 | 2,500円 | 432筆 |
| 松永 | 田 | 6,961円 | 8,000円 | 2,500円 | 597筆 |
| 遠敷 | 田 | 7,165円 | 8,000円 | 2,500円 | 112筆 |
| 今富 | 田 | 5,200円 | 9,500円 | 1,500円 | 5筆 |
| 口名田 | 田 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 33筆 |
| 中名田 | 畑 | 5,000円 | 5,000円 | 5,000円 | 11筆 |

※平均額と筆数には、無償および物納により賃借料を設定している農地は含んでいません。
 ※平均額は、賃借料の合計を筆数で割って求めた額です。

農地の貸付や集積、転用など農地に関わることは、農業委員、農地利用最適化推進委員にご相談ください。

第 25 期 農 業 委 員



内田 篤宏 (甲ヶ崎)



河嶋 幸男 (遠敷二丁目)



福永 信明 (熊野)



岡田 昌樹 (野代)



松尾 志信 (竹長)



岡本 康次 (上野)



和田 千代 (下根来)



赤尾 裕子 (木崎)



早 俊夫 (相生)



東 清俊 (下田)

副会長

農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員

内 外 海



池田 茂則 (泊)



今井 誠一 (若狭)

小 浜 ・ 雲 浜 ・ 西 津 ・ 国 富



吉村 寿芳 (奈胡)



高鳥 佐太一 (太良庄)



藤田 武治 (羽賀)

加 斗



森 徳行 (西勢)

宮 川 ・ 松 永 ・ 遠 敷



清水 正彦 (本保)

今 富



池田 雅史 (生守)



東野 重樹 (府中)



高田 勝之 (尾崎)

中 名 田



地村 敏幸 (飯盛)



坂下 憲治 (上田)



大江 定右衛門 (和多田)

口 名 田



橋本 長一朗 (相生)



田中 政喜 (谷田部)